

名称:オンスクリーン表示装置事件

拒絶審決取消請求事件

知財高裁:平成 20 年(行ケ)10119 号 判決日:平成 21 年 4 月 28 日

判決:請求認容

特許法 29 条 2 項

キーワード:進歩性、一致点認定の誤り、相違点の看過

[概要]

原告は、特許法 29 条 2 項違反を理由とする拒絶審決を不服として、審決取消訴訟を提起した。訴訟において原告は、「圧縮形式の画像を表すデジタル・データとグラフィック画像を表すデジタル・データとの双方が単一のメモリに記憶される」とした一致点の認定の誤り及び相違点の看過を主張し、その主張が認められた。

[特許請求の範囲]

【請求項 1】

圧縮形式のビデオ画像を表わすデジタル・パケットの供給源（1509-1）と、グラフィック画像を表わすデジタル・データの供給源（1509-7）と、上記ビデオ画像を表わすデジタル・パケットと上記グラフィック画像を表わすデジタル・データの両方を記憶する単一のメモリ（1513）と、上記メモリに結合されていて、上記ビデオ画像を表わすデジタル・パケットに応答して上記ビデオ画像の各成分を表わす一連のデジタル・ワードを生成するビデオ表示ユニット（1509-5）と、上記メモリに結合されていて、上記グラフィック画像を表わすデジタル・データに応答して上記グラフィック画像の各成分を表わす一連のデジタル・ワードを生成するグラフィックス表示ユニット（1509-9）と、
を具えるデジタル・ビデオ信号処理装置。

[争点]

一致点認定の誤り・相違点の看過

[原告の主張]

1. ファックス・コードワード（符号化されている画像情報）とその元の画像（特定の数の黒画素または白画素）とが 1 対 1 に対応。
→符号化復号化装置 65 は、符号化されている静止画の画像情報を受信すると、即座に静止画の画像情報を画信号に復号化することができる。
→システムバス 42 から供給された符号化されたデータは、VRAM63 に記憶される前に符号化復号化装置 65 で復号化され、この復号化されたデータが VRAM63 に記憶されると考えるのが素直。
2. 刊行物 1（甲 1）の段落 [0056] の記載から、「ワークエリア」が、「処理結果」後、すなわち復号化された信号を蓄積する（バッファ）という意味に理解される。
→静止画の画信号に関する段落 [0057] の記載についても同様の意味に理解すべき。

[被告の反論]

1. ファクシミリにおいて符号化されたデータを復号化する処理作業を行うに当たり符号化されたデータをメモリに記憶した上で復号化することは周知である。
→符号化復号化装置 65 についても、復号化処理をする際、ファクシミリの符号化されたデータの記憶につき VRAM63 をワークエリアとして用いるものと理解できる。
2. 図 12 に示された符号化復号化装置 65 と VRAM63 相互の構成は双方向にデータの

やりとりをする構成。(図12において双方向の矢印が使用されているためと解される。)
→符号化復号化装置65とワークエリアとしてのVRAM63との間で処理過程に従って記憶するデータのやりとりを行い、ファクシミリ処理過程で記憶する符号化されたデータ(処理に用いる符号化されている画像情報)が記憶されると理解するのが自然。

[裁判所の判断]

1. 刊行物1(甲1)の段落[0056]の記載から、「ワークエリアとして用い」ることを意味するGDC61において処理されたデータを蓄積することの意味に用いていることが認められる。
→段落[0056]と同一の記載である符号化復号化装置65に関する段落[0057]の「ワークエリアとして用い」る旨の記載についても、符号化復号化装置65において処理されたデータを「VRAM63」に蓄積することを意味するものと解される。
2. 元の画像である黒・白ランレングス(特定の数の黒画素または白画素)と符号語(ファクシミリデータとなる符号化された画像情報)とは1対1に対応している。
→符号化復号化装置65は、符号化されている静止画の画像情報を受信すると、これをVRAMに一時保管するまでもなく即座に画信号に復号化することができる。
→符号化復号化装置65は、VRAM63を「データ処理の半ばに一時的に用いられる記憶領域」としてのワークエリアとして用いることは予定されていないと理解できる。
3. 被告は、乙1～3公報の記載に基づき反論するが、刊行物1発明について審決が認定した符号化されたデータの流れは、符号化されたデータが符号化復号化装置に送られつつもここで復号化されることなくメモリに送られて一旦格納され、その後再び符号化復号化装置に送られて復号化されるというものであって、乙1～乙3公報の記載は、このようなデータの流れを開示するものではない。
4. 甲11及び甲12文献の記載によれば、符号化されたデータは、符号化データメモリ→復号化装置→画像メモリへと流れる一方向のデータの流れが開示されている。
→このように一方向のみからなるデータ処理は、審決が前提とするような一度メモリに格納されたデータを逆方向に戻して処理する場合に比べて処理速度等において有利であることは明らかであるから、当業者が通常選択する処理方法であったことが認められる。
→刊行物1発明においてはシステムバス42に一時的記憶装置であるRAM23が接続されているから、通信制御装置39において受信されたファクシミリデータ(符号化された画像情報)はRAM23に一旦格納され、その後RAM23から読み出されてシステムバス42を介して符号化復号化装置65へ伝送され、そこで直ちに復号化された後、内部バス69を介してVRAM63へ伝送され、復号化された画像データがVRAM63に蓄積されると解するのが自然。
→符号化復号化装置65を経由しているにもかかわらず、これを復号化することなく符号化したままVRAM63に記憶させる必然性を認めることはできないというべき。

[コメント]

本願クレームにおける「圧縮形式の」という文言を見逃さず、この文言に関連する相違点を十分に主張したことが原告の勝因と思われる。データの入出力を含む技術分野では、各機能ブロック間でどのようなデータが入出力されているのかという点に十分に注意を払うべきである。

